

-長野市子どもわくわく体験事業補助金の手引き（令和6年度版）

長野市教育委員会事務局 家庭・地域学びの課

1 目的

この事業は、長野市内の各地区青少年健全育成諸団体が、子どもの健全育成を進めるために実施する子どもの体験活動を内容とする事業に対し、その経費の一部を補助することによって、地域社会の要求に応えるとともに、子どもたちにとって有意義な地域での体験活動の機会が増えるよう支援することを目的としています。

2 内容

市内の青少年健全育成諸団体（後述「3 補助金交付の対象となる団体」参照）が子どもたちを対象に行った体験活動を内容とする事業・活動に対し、予算の範囲内において補助金（補助対象経費の3分の2以内で限度額以内）を交付します。

ただし、同一事業について複数団体から申請することは認められません。

※ 補助金対象の子どもとは、満4歳～中学3年生までの者をいいます。

3 補助金交付の対象となる団体

- (1) 各地区の住民自治協議会
- (2) 単位子ども会育成会
- (3) 地域公民館
- (4) 小中学校単位PTA
- (5) その他青少年の健全育成に資する団体として教育委員会が認める団体

※ (5) に該当する団体については補助金交付の対象団体であることを確認するため、申請時に規約等の提出が必要になります。

4 対象となる事業・活動

- (1) 子どもを対象とする体験活動であって、下記の内容のものとしします。
 - ① 自然体験活動（キャンプ、自然観察、魚つかみ取り体験など）
 - ② 生活体験活動（調理体験、自炊体験、宿泊体験など）
 - ③ 歴史伝統知恵の継承活動（しめ縄作り、神楽体験、地区の史跡めぐりなど）
 - ④ 科学・工作体験活動（科学実験教室、工作教室、凧作り、木工体験など）
 - ⑤ その他、子どもの健全育成に資すると認められる、子どもの手による体験活動
- (2) いずれの活動も「地域の子どもたちの異年齢集団活動」、「地域の子どものたちと大人が広く世代間交流できる事業・活動」、「子どもが自主的に企画・運営に参加する事業・活動」などであること。
- (3) 子どもの体験活動に参加する子どもの人数が5人以上であること。
- (4) 補助の対象となる経費が、5,000円以上の事業・活動であること。

5 補助の対象となる経費 別表参照

補助金交付決定の通知を受けた日より後に支出した「材料費（食材以外）」、「食材費」、「報償費」、「使用料・賃借料」及び「印刷製本費」とします。

- (1) 「材料費（食材以外）」のうち工作用・陶芸用材料、「使用料・賃借料」のうちスキーリフト券、スケート場・青少年施設等の使用料（入場料）については子ども一人当たり 2,000 円までを補助対象経費の上限とします。「報償費」のうち講師・インストラクター等個人への謝礼について、特定の場を除き、講師一人当たり日額 5,000 円までを補助対象経費の上限とします。この上限を超えた分の経費額は補助対象外とします。
 - (2) 全ての経費について、子どもの活動に関するもののみ対象とします。（大人の施設利用料、スキーリフト券等は対象外）
- ※ 「保険料、送料、手数料」、「備品費」、「交通費」、「自家用車・物品等個人からの借用品に対する謝礼」などの経費については補助対象外経費とします。

6 補助金の額

- (1) 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内とし、かつ、1事業につき10万円を限度とします。（1,000円未満の端数は切捨て）
- ※ 補助金交付申請書に基づき交付決定した額は、事業実施後の増額はできません。収支決算額が計画を超過する場合は、事業実施前に変更承認申請書（様式第2号）の提出が必要です。
- (2) 地区ごとの限度額は設けないが、1年度において交付する補助金の回数は、1団体につき2回を限度とします。

7 対象とならない事業・活動

- (1) 別団体（実行委員会を含む）が主催する行事へ参加するだけの事業・活動
- (2) 地区全体の人向けの行事に参加する事業・活動（主に大人を対象とした事業へ子どもが参加するようなもの）
- (3) ドッジボール大会などのスポーツ活動（ただし、スキー・スケートは地域特性を活かした活動のため、対象とします）
- (4) バーベキュー、お楽しみ会、すいか割り大会、花火大会、クリスマス会、果物狩りなどのレクリエーション、レジャー要素が高い事業や交流活動
- (5) 工作キット（ドライバーなどの工具等または、素手で簡単に組み立てられるようなもの）を作るだけの事業・活動
- (6) 映画、演劇、マジック等を鑑賞する事業・活動
- (7) 他の補助金などの交付を受けている事業・活動
- (8) 学校の宿題を行う勉強場所の提供的な事業・活動
- (9) 学校教育・職業体験を目的として行う事業・活動（PTA バザーを含む）
- (10) 参加募集の際に、学年または年齢で制限すること
- (11) 同一事業について、複数団体から申請すること

8 申請書の提出について

提出期限までに下記の書類を提出してください。なお⑥の書類については確認が必要なので、該当する団体は必ず提出してください。

- ① 補助金交付申請書〔様式第1号〕(所定様式) ※押印不要
- ② 事業実施計画書(所定様式)
- ③ 収支予算書(所定様式)
- ④ 参加者募集チラシ(案でも可)
- ⑤ 債権者登録申請書 ※押印不要

※初めて申請する場合、または代表者・口座情報(口座番号・名義等)が変わった場合

- ⑥ 団体規約、総会資料等(3の(5)その他青少年の健全育成に資する団体に該当する場合)

9 申請書の提出期限

事業実施日の1ヶ月前までに、必ず申請書類を提出してください。

事業を実施する前に計画について審査し、補助金交付の可否を決定する必要がありますので、提出期限の厳守にご協力をお願いします。

また、4月中に実施予定の事業につきましては、事前に家庭・地域学びの課(TEL:224-5082)までご相談ください。

なお、令和6年度の最終提出期限は、令和7年1月31日(金)とさせていただきます。ただし、期限前であっても申請額が予算額に達した場合は、受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※「交付決定通知」は、申請書類の審査終了後、順次送付します。

10 報告書の提出について

事業完了後15日以内に、下記のとおり必要書類を提出してください。

- ① 事業実績報告書〔様式第4号〕(所定様式) ※押印不要
- ② 事業実施報告書(所定様式)
- ③ 収支決算書(所定様式)
- ④ 領収書等の支出関係書類(必ず品目・数量・単価がわかる明細(レシート等)を添付してください)

※支払証明書の使用は、謝礼などレシート・領収書の発行ができない場合に限ります。また、総額だけ記載された領収書、銀行振込依頼書、謝礼以外に対する支払証明書では支出を証明する書類として認められません。(個人からの借用品に対する謝礼は補助対象外経費)

- ⑤ 活動写真(子どもたちが自ら活動している様子がわかるもの)
- ⑥ 参加者名簿(参加者全員分の名簿を揃えることが困難な場合は、5名分の氏名等を記載し、残りは参加人数のみの記載でも可とします。ただし、1人ずつ材料費の単価が確定する場合は全員分の名簿が必要です。)
- ⑦ 補助金交付請求書〔様式第5号〕(所定様式) ※押印不要

所定様式のダウンロード方法(長野市ホームページから)

市役所トップページ右上「MENUQ」→子育て・教育「**青少年育成**」→青少年健全育成に関する情報「**子どもわくわく体験事業補助金**」

別表

経費区分	対象となる経費の一例	対象とならない経費の一例
材料費 (食材以外)	工作用材料（木材、紙、針金等）※ 陶芸用粘土※ わりばし、紙皿等 ※一人当たり2,000円までを補助対象経費の上限とする	参加者個人に供するもの（文房具、スケッチブック、絵の具セット等） 花火、スポーツ用品 工作材料などの予備用品、保険料、送料、手数料
食材費	調理体験等に使う食材 宿泊自炊体験等に使う食材 野外炊飯・キャンプに使う食材 魚つかみの魚代	調理体験等で調理に使用しない食品（飲み物・果物・弁当・お菓子等） 調理済み食品（おにぎり・てんぷら・スポンジケーキ等） バーベキューの食材
報償費	体験活動講師謝礼※ スキー・スケート等インストラクター謝礼※ ※一人当たり日額5,000円までを補助対象経費の上限とする（その活動を職業としている講師・団体を除く）	参加者への景品・賞品 小学校・中学校への謝礼 自家用車・物品等個人からの借用品に対する謝礼（ブルーシート、クーラーボックス等）
使用料・賃借料	子どもの青少年施設等使用料・入場料※ 子どものスキーリフト券・スケート場入場料※ ※一人当たり2,000円までを補助対象経費の上限とする 陶芸焼成代（陶芸窯使用料） レンタル業者からの賃借料（ガス用品、もちつき、野外炊飯道具等）	スキー・スケート用具レンタル料 観賞用映画・ビデオ等レンタル料 保険料・振込手数料 施設への謝礼 バス・材料運搬用車両の賃借料・燃料費
印刷製本費	用紙代、インク代 案内チラシ等印刷（コピー）代 活動記録写真現像料	事業と直接関係のない資料印刷（地区の配布物等）

- 大人分の経費については、全て対象外です。
- 食材については、自然体験活動（キャンプ等）や調理体験（料理教室等）の体験活動を事業目的とし、子どもたち自らが調理する場合に限りです。
- 参加募集の際には、学年または年齢で制限しないでください。
- 事業の下見に係る経費は対象外とします。

※ その他、対象事業・対象経費など不明な点は、家庭・地域学びの課青少年担当（224-5082）へ事前にご相談ください。